

(別紙)

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、裁判員経験者の方との意見交換会を始めます。

裁判員経験者の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。裁判員制度は、今年の5月に施行から10年が経過しまして、おおむね安定的に運用がされているとの評価を受けてはいますけれども、これも裁判に参加をしていただいた方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられてのこととっております。深く感謝しているところでございます。

本日は、実際に裁判員を経験された方々に、どのような御意見、御感想を持たれたのかということをお伺いいたしまして、今後の裁判員裁判の運用に活かしていくこと、そして、これから裁判員をされる方々に安心して裁判員裁判に参加していただけるようにしていくこと、このような趣旨から意見交換会を設けさせていただきました。この趣旨の下、今日は6名の裁判員経験者の方に御出席をいただいておりますし、検察官、弁護士、裁判官も出席しています。裁判員経験者の皆様には、裁判員制度をよりよいものとするができるようにするためにも、率直な御意見、御感想をいただければと思っております。 それでは、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

裁判官：大分地方裁判所の裁判官です。本日はどうぞよろしくお願いします。

検察官：大分地方検察庁の検事です。よろしくお願いします。

弁護士：大分県弁護士会の弁護士です。今日はどうぞ皆さんよろしくお願いします。

1 裁判員裁判に参加しての全体的な感想

司会者：次に、今日出席をしていただきました裁判員経験者の皆様からお一人ずつ、裁判員裁判に参加してみたの全般的な感想や印象などをお話しいただきたいと考えています。

まず、1 番の方からよろしくお願いします。

経験者 1 番：まず最初は絶対に選ばれないという自信を持って参加しました。選ばれたからには最後まで責任持ってやろうという意思は持ちました。参加してみて、最初は難しいだろうな、私のような何も専門的な知識のない者が果たしてついていけるのだろうかというような不安を持っていましたが、大変分かりやすいプレゼンテーションや、モニターでよく整理された図入りの書面などを見まして、本当に深く理解することができました。裁判員裁判自体のことはそんなにそれまでは考えたことがなく、全くの他人事として気にもしていなかったのですが、この制度がいろいろな意味で社会のためになっているんだなということを、裁判員裁判を終えて感じることができました。

司会者：ありがとうございました。1 番の方は殺人事件の裁判員裁判に参加されたということでしたね。3 番の方も殺人事件と、銃砲刀剣類所持等取締法違反という、ナイフを持っていた、そういった事件に参加をされています。

経験者 3 番：初めて裁判所から封筒が家に届いたとき、身に覚えのないような封筒ですごくびっくりして、開けてみたら裁判員候補者に抽選で選ばれましたという通知でした。当たるはずがないと思って参加してみたら、裁判員になれたみたいな感じだったのですけれど、今までニュースとか新聞とかの事件報道等に関して興味がなかったのですが、テレビでもすぐにチャンネルを変えたりとかバラエティーにしていたのですが、今まで見てきてなかったものに興味が出るというか、自分も経験してみてもそういった社会の物事についてちゃんと考えるようになったのかな、そういうような変化があったのかなと、結果としてそういうように思いました。

司会者：ありがとうございました。続きまして、4 番の方は放火事件の裁判に参加していただきました。

経験者 4 番：私も最初に裁判所からの封書が届いたときに、これもしかしたら、今はやりの裁判所を騙る郵便物かなと思いながら開けたのですが、まさか自分に裁判員候補者のお知らせが来るとは思っていませんでした。それでも、まだたくさんの

人が選ばれた中でまた選んでいくだろうと思っていたから、そのままにしていたら、突然、選任の手続という案内をいただいて、そして受付番号が最終的にぽつと出たときに、ああ、もう宝くじを買おうと思ったぐらいに何かすごいものに当たったんだなというように思いました。それでも裁判員には、もし当たったらなってみたいなというのは最初から思っていました。裁判員制度が始まって、やっぱりいろんな人がそれに関わることというのはとても意義があるのだろうなというように思っていましたから、私が経験してきたというか、自分の仕事とか生活とか環境全て含めて自分がその裁判に意見を言えるということは、何か意義があるというか、自分にとっても意義があることだというように考えていました。裁判に実際に参加してみて、関わっている方たちの丁寧な進め方というか、検察官とか弁護士とか証人とかいろんな人たちが話すことがすごく丁寧な扱いというか、そういうようにされているのに、やっぱり裁判ってこういうようにされるんだなということと、裁判官から黒か白かを決めるのではありません、黒かどうかを決める、裁判はそういうものですよという話が一番最初に聞けて、黒か黒でないのかということを決めていけばいいんだなという、そういう視点を持って自分としては一生懸命関わっていったかなというように思っています。

全体を通しては、本当に関わられて良かったなというように思っています。

最後に心配しているのは、被告人と言われた方が刑を終えた後、社会に復帰していくときに何か周りの手助けというか、社会がもう少し変わっていただければいいなというようなことを少し考えたりしながら、自分なりに今勉強しているところです。

司会者：どうもありがとうございました。続いて、5番の方ですね。同じ放火事件の裁判に参加をしていただきました。

経験者5番：人生を終える前に裁判員を経験することは非常に有意義ではないかと思ひまして、この制度に参加させていただきました。初めは経験もないし、何をどういうふうに判断をすればよいのかということも全然分かりませんでしたが、裁判長の積極的な指導や、その他皆さんの積極的な援助によりまして、何とか終えるこ

とができました。専門家の方々の発言は非常に参考になりました。特に精神科の先生とか科捜研の人たちの意見というのは、自分が今までもやもやしていたものが一遍に吹き飛んでいくような、そういった非常に大事な話でしたので、すごくいい経験になりました。

最後に思ったのは、検察側には科捜研とかいろいろついているのですが、弁護側がすごく弱いなと思いました。弁護側の人は科捜研とか何もないし、ただ依頼主だけで、不利なような気がして、もうちょっと何か弁護側の人証拠を揃えられて発言できるような場があるといいんじゃないかなという感じはしました。

司会者：ありがとうございます。次に、6番の方ですね。同じ放火事件の裁判を担当されました。

経験者6番：先ほどから皆様が言われているとおりなのですが、私も初めて裁判所からの封書が届いたときに、えっ、何だ、私悪いことしてないのに何でだろうって、ちょっと何か怖かったです。そうしたら息子が、母さん、もしかしたら裁判員の依頼かもしれんよと言われて、多分選ばれないだろうと思っていたのですが、当日裁判所に来て、まず最初に出た番号が私の番号だったのです。はあ、何で私選ばれたんだろうと思ったんですけど、でもやっぱりこれはいい経験だからと思いました。最初は本当に不安な気持ちで参加させていただきましたが、裁判員のメンバーといろんな意見を出し合って、だんだんとチームワークができて、最終的にはちょっと笑いが出たりして、すごく和やかな雰囲気の中で裁判をやらせていただきました。最近いろんな事件がテレビで出ていますけど、自分の経験を踏まえ、ああ、こういう流れでこの事件は流れるのかなという、そういうような見方になってきました。だから、本当にいい経験をさせていただいたんだなと思って感謝しています。それで、こういう機会があったときには、また参加して、また勉強させていただきたいなと思います。

司会者：ありがとうございます。次に、7番の方ですね。やはり同じ放火事件の裁判を担当されました。

経験者7番：私も参加する前は絶対にしたくないと思っていたのですが、参加してみても、本当に一生に一度ぐらいの大変貴重な経験をさせていただいたと今では感じています。

司会者：ありがとうございました。

2 審理について

(1) 何について判断すればよいのかを理解した上で、証拠調べに臨むことができたかについて

司会者：これまで皆様に全般的な御意見、御感想をお伺いしたのですが、ここからは実際に担当された事件の審理について、どのような御感想、御意見を持たれたのかということをお伺いしていきたいと思っております。

まず、裁判では、証拠に基づいて判断をしてくださいということを、皆様にも説明しているのですが、その証拠を見たり聞いたりしていただく時点で、自分は何について判断をすればよいのかということをきちんと理解をした上で証拠の取調べといたしますか、人の話を聞いたり証拠の中身を見たりとかそういったことができたかどうか、そういった点について御感想あるいは御意見、もっとこれを見せてほしかったというようなことがあればですけれども、皆様いかがでしょう。何か御感想を持たれたようなことがありましたでしょうか。4番の方、お願いいたします。

経験者4番：先ほどの感想のときに言わせてもらったのですが、出された資料とか中身がすごく理解できたし、分かりやすかったです。それと、裁判長が最初に裁判に当たって、検察官の言動とかそれから出したものとか、弁護人の言うときの状況とか言動とか、それから被告人のそういうことはしっかりと見てくださいますよって言われて、私は、法廷の中にいる人たちの表情とかそういうものをずっと見ながら参加させていただいたのですが、私たち裁判員に対しても、こういうふうに見てくださいますよというのがすごく伝わってきて分かりやすかったです。だから、考える時にこういうふうを考えていけばいいんだというのは、割と何かずっと入るような気

がしました。

司会者：ありがとうございました。

他の方はいかがでしたでしょうか。何を判断することになるのかというのが理解できて、証拠に当たることができたかどうかですけれど、5番の方、お願いいたします。

経験者5番：科捜研の人の実験で、たばこを3本ぐらい出されるんですね。初めは何を実験しているのかよく理解できなくて、どうしてそういう実験をしたのかなと思っていました。最後には我々の方で、いろいろ質問をしたのですが、灯油では燃えないという説明がありましたので、それで納得できたような次第です。

司会者：ありがとうございました。今のは、できれば科捜研の人の話を聞く前に、どういうことについて証言をする人なんですよというのを、もっとあらかじめ分かっていた方が良かったかなと、そういう御趣旨でよろしいのでしょうか。聞いてみたら後で分かったけれども、灯油で火がつくのかつかないのかについて、これから証言をする人なんだということが分かっていたら、もっと良かったということですか。

経験者5番：はい。今は何をやっているのかなという、ちょっと理解に苦しむなというところがありました。

司会者：ありがとうございました。

他の方はいかがでしょうか。何を判断するか、どういうことを見ればいいのかというのを理解した上で臨めたかどうかですけれどもいかがですか。もう少し具体的に聞きますと、初めの方に検察官と弁護人がプレゼンテーションをしたと思うのですが、10分ぐらいだったか5分ぐらいだったかは事件によって違うかもしれませんが、それで、ああ、なるほど、こういうことを私たちは考えればいいんだということが分かったのか、あるいは、いま一つ分からなかったというふうに感じたのか、そのあたりもし御意見があればですが、どうだったでしょうか。1番の方、どうでしたでしょうか。

経験者1番：モニターを見せていただいたりとか、大変簡潔に分かりやすくまとめられていて、論点を絞り込めるといいますか、この部分を重点的に見ればいいのかというのは、未経験者の私でも大変よく分かりました。

司会者：はい、ありがとうございました。3番の方は、また別の事件を御担当になったのですが、初めのプレゼンテーションはどんな感想をお持ちになったのでしょうか。

経験者3番：自分がプレゼンテーションで思ったことなのですが、内容はすごく分かりやすく、素人の自分にでも理解できる内容でした。けれど、その中でちょっと検察官が横にいて言いにくいんですけど、ちょっと詰めが甘いんじゃないのかなと思ったりしました。ちょっと偏見というか、そういった罪を犯した人に対しては、やっぱり自分は厳しく処罰した方がいいんじゃないのかなという思いもあって、その証拠の中からそれを判断するといったときに、じゃあこの人は無罪というか黒ではないという思いに揺らいだりとかがあったので、その中で証拠を基準として判断したときに、それがどうなのかってなったときに、自分の中では黒なのか黒じゃないのかといったところすごく疑問に思ったりするところがありました。その辺をもっと詰めた方が、調べる形に対しては、こういったところが織り込まれていたら良かったなというところです。

司会者：今3番の方がおっしゃったのは、最後のプレゼンのことですか。それとも、最初のプレゼンのことでいいのでしょうか。

経験者3番：全体的にです。

司会者：プレゼンテーション全体として見て、そのような感想をお持ちになったということですね。

経験者3番：そうですね。

司会者：分かりました。ありがとうございます。6番さんは、初めの短かめのプレゼンテーションについては、検察官と弁護人が話したと思うのですが、どんな感想を持ちましたでしょうか。

経験者6番：資料に基づいて検察側の方からずっと意見があって、私たちもその調書とか、それを見ながら聞いていたんですよね。だから、その流れというのは素人の私でも皆さんみたいに割と分かりやすかったのですが、弁護側の方が最初のころ、ちょっと言葉がはっきり聞き取れなかったです。それで、弁護側の方がちょっと何か弱くなって……。

司会者：話し方の問題でしょうか。

経験者6番：そうそう、話し方のね。だから、もうちょっと滑舌がいい方が出ればもうちょっと何か内容も弁護なんかの、私たちは中立の立場で判断していく側として検察官の方のほうが何かはきはきしていた。先ほども5番の方が言っていましたけど、本当に科捜研のそういう実験とかは私たちは本当に何も分からなかったから、いろいろ勉強にはなりました。それでみんなと話をしました。

司会者：ありがとうございます。初めのプレゼンテーションについての御感想を今伺いをしたのですが、皆様の担当された事件の中で、例えば自首ですとか、あるいは責任能力という法律上の専門的な言葉も問題になる事件ですので、法律的な言葉がどういう意味で、どういう趣旨で、今問題になっている、あるいはどういう趣旨に基づいた制度なのかということは、初めの段階でどのくらい理解できたのかということをお伺いしたいと思うのですが、1番の方、いかがでしたでしょうか。

経験者1番：自首ですとか、そういった言葉自体の意味は分かりますけれども、自首によってこれから争っていく量刑がどういうように影響していくのかといったことは本当に分かりづらくて、私がこの中で一番悩んだことは、私の担当した事件に関しては、本人の自首もあり、証拠品もありということで、有罪でいいのかということに関しては、何のためらいもなかったのですが、それから先の量刑につきましては、言葉自体は漠然と分かるけれども、裁判にそれが及ぼす影響については大変難しいと思いました。

司会者：ありがとうございました。3番の方は、法律上の言葉については、どのよ

うな理解だったでしょうか。

経験者3番：法律的な言葉に関しては理解できたのですが、1番さんがおっしゃったのとちょっと重複しますが、自分が担当した事件では精神科医とか入ってきてまして、その精神科医が言っていることも分かるし、それが量刑にどのように影響するとか、そういったことがもう全く分からなかったのので、自分が担当したことについては殺人事件とかだったのですけれど、何か分からないというか、そういうのがありました。

司会者：今の話なのですが、評議のときにはそのあたりも議論することにはなるんですけれども、裁判の審理をしているときに、もう少し、例えば検察官なり弁護人の方から説明があっても良かったのでしょうか。説明が仮にあったとしても、やっぱり分かるかどうかは分からないみたいな感じなのではないでしょうか。

経験者3番：そのときに説明があった方が話の流れとしては受け入れやすいのかなとは思いますが、途中でであっても、どうしても人それぞれ捉え方も違ってくると思うので、それでもあらかじめ言われた方が、分かりやすいかなと。

司会者：ありがとうございます。4番から7番の方が御担当いただいた事件でも、責任能力が問題とされていた事件ではあるのですが、責任能力ですとか、あるいは心神耗弱とか、そのような言葉の意味がどんな意味で、どうしてそういう制度があるのだろうというのは、どのくらい理解できたのかなと思うのですが、7番の方はどんな感じでしょうか。裁判のプレゼンのときに分かるといいなとも思うのですが、いかがでしょうか。

経験者7番：私は責任能力という言葉は分かりますし、そういう精神状態によってその人の罪が軽くなるとか、そういったことにはなるんだろうというのは分かりました。

司会者：分かりました。検察官と弁護人からの初めのプレゼンテーションを聞く中で大体そういうことなんだなというのが分かったということによろしいでしょうか。

経験者7番：はい。

司会者：他の方はどうだったでしょうか。4番の方、どうですか。

経験者4番：心神耗弱というのは、ちょっと最初に言葉を聞いたときに、えっ、どういう状況を言うのかなというのは考えたりしました。精神科医の証言があって、その話を本当に何か証言を聞きながら、割と何かストンと腑に落ちたというか、そういうことはありました。それとちょっと違うかもしれないのですが、裁判の最初的时候に、弁護人の方が冤罪という言葉、無罪を主張しているから冤罪であるというような言葉を使ったのですね。それで、テレビとか見て、冤罪とかいっぱいいろんなニュースがあった中で、えっ、この事件って冤罪なのかなという。じゃあ、その冤罪ってどういうように証明し、つくられるのかどうかって、それはどういう感じで証言を持って説明していくのかなというのが、ものすごく何か最初のインパクトが強い言葉だったのですごく関心はありました。

司会者：責任能力の問題とはちょっと違うのかもしれませんが、その冤罪という初めのプレゼンテーションがあったことによって、その後の証拠調べでも、もしかしたら冤罪なのかどうかと、そういう意識も持って証拠調べに当たることができたということなのですね。

経験者4番：はい。

司会者：ありがとうございます。特に意味自体はある程度、検察官や弁護人の説明で分かったけれども、実際に、自分で整理しようとする、悩んだりされたということでしょうか。

(2) 法廷で見たり聞いたりした証拠から、事件の内容は十分理解できたか、また理解が難しかったことがあるかについて

司会者：プレゼンテーションの次に証拠調べの話をちょっとお伺いしたいのですが、今、科捜研の人の証言ですとか、あるいは精神科のお医者さんの証言を聞いて、このように感じたということも言っていたいたのですが、専門家に限らず、被告人本人が話をする場面もありましたし、証拠品を見たり、証人の証言を聞いていただくという場面もありました。まず、証人の話を聞いて、あつ、この人はこういうこ

とを言っているんだとか、あるいはこの人の話を信用してもいいのかなというようなことは、自分なりに思うことができたでしょうか。それぞれちょっと御感想を聞いてみたいのですが、6番の方、どうでしょうか。

経験者6番：私の担当した被告人は、統合失調症という病気を持っていたのですよね。私もその統合失調症という病気がどういう病気かということがよく分からなかったのです。今回この被告人が証言台に立ったときに、何か責任能力が本当にあるのかなという印象で、ああ、こういう方が統合失調症なのかなと思ったのですが、実際どこまでが本当の統合失調症なんだろうという、何かすごく不思議な、相手を疑うと悪いのですが、何かちょっと不信感がありました。だから、お母さんも証人に出ましたけれど、家庭環境はいろいろ皆さんある中で、難しい事件というか、難しいこういう病気もあるんだなということはちょっと感じました。

司会者：他の方はいかがでしょうか。被告人の話、証人の証言というのは、言っている中身が理解できたか、あるいはこういった話を信用してもいいのかな、どうかなというあたりまで対応できたかどうかですけれど、3番の方、いかがですか。

経験者3番：自分が担当した事件なのですが、被告人の証言とかもあつたし、この事件内容がお母さんを殺害するという内容だったのですが、この親族と親戚の方とかいらっしゃって、その証言とかもあつた上でやりきれない気持ちとか、被告人と自分もすごく年齢も近くて、ちょっと私情を挟むような感じに思ったり、自分だったら絶対しないだろうとか、周りに残された人たちの気持ちとかがすごく入ってきたんで、内容は何か自分にすぐ置きかえられるようなシチュエーションというか、条件がそろっていたので、すごく入ってくる内容でした。

司会者：ありがとうございました。1番の方はいかがだったでしょうか。

経験者1番：被告人の証言を聞く中で、やはり言葉の端々に人柄のようなものが垣間見えるのですね。大変実は真面目な方なんだろうと。もう私の中では犯罪を犯すイコール、ちょっとやっぱり私たちとは違う人じゃないかなと思っていたりもしたのですが、ごくごく一般的な普通の方であると。そういったことに、ちょっとショ

ックというか、犯罪が身近なものである、人ごとではないというのを感じたのは、この時でした。皆さん証言に立たれる方たちも大変真摯な態度で、とても熟考して言葉を発してらっしゃる。一人の人生を左右する、その証言を責任持って答えていらっしゃるというのは、とても感じることができました。

司会者：ありがとうございました。他の方がいかがでしょうか。4番の方、お願いいたします。

経験者4番：最初に、冤罪であるという言葉にすごく私自身もこだわりましたので、警察官とか科捜研とか割と検察官に近そうな感じの人の証言というのは、どれだけ真実味があるのかどうか、ちょっと疑って見てみようということは考えました。そういう感じで見ていて、そしてやっぱり、ああ、何か間違っていないなというか、冤罪ではないんじゃないかなという感じに段々と証言を聞いたりしながら自分自身も何か考えがまとまったのかなという感じです。本当に精神科医の方のお話が、被告人に対して優しさじゃないけれど、思いもあったりしながら、それでもきちんと状況を判断して、説明をしてくださったので、すごく、ああ、心神耗弱状況にもしかしてあったかもしれないけれども、責任能力がなかったとは言えないんだろうなということとかを何かだんだんと自分の中で整理ができました。それと被害者のほうの証人ですね、その人の思いとかがすごく伝わってきて、そこにも何かきちんとその人の思いも考えないといけないなということなど考えさせられました。

司会者：ありがとうございました。今、科捜研の人の話ですとか精神科のお医者さんの話というのもまた出てきたので、その点についてちょっとお伺いしたいのですが、科捜研や現場検証をした警察官の証言というのが、4番から7番の方の裁判ではあったのですが、既にコメントをいただいているところもあるのですが、理解はできたでしょうか。言ってる話が理解できて、自分が判断をすることについて、どういう関係があるのかというのは理解できたでしょうか。あるいはこういうようにやってもらったらもっと分かったのになというようなことがあればなのですが、7番の方は専門的なことについての証人の証言はよく理解できたのかどうかという点、

いかがでしょうか。

経験者7番：やはり精神科のお医者さんはその道のプロで、科捜研の方はそういうことを究めている、検察官の方もプロでその道を究めた方たちの話なので、すごく整然として分かりやすい話だったなというのは思いました。

司会者：専門的なことではあるけれども、その説明なり証言を聞いて、こういうことなんだなというのは分かったということで、よろしいでしょうか。

経験者7番：はい、そうだと思います。

司会者：3番の方は、御担当された事件の精神科のお医者さんのお話があったように思うのですが、それはどうでしたか。その話を聞いて、どんな感想を持たれましたでしょうか。

経験者3番：精神科医の話だったのですが、精神的に異常を来した人とかが周りにいないもので、お話があったときに、その病名とかは知っているし、内容は分かるんですけど、それをその病名だと判断するときに、じゃあ何でこういう病気なのかみたいな感じなので、一瞬の、言い方は悪いのですが演技とか、何かこれでちょっと刑が軽くなるとか、深追いをし過ぎるというか、そういったことを考えたときに、ちょっと本当にどうなのかなと思ったりもしたのですが、医者の言うことが絶対とも自分の中で思っていないので、警察官もそうですし、疑ってみたときにちょっと本当にそうなのかなとか、被告人を見たときに、じゃあ自分の目で見て、その人が心神耗弱であると言っているとおり障害のある人なのかというのは、その話を聞いた中で、そういった目で本人を見ているという感じに思いを止めるというか、そういうように自分は思いました。

司会者：3番の方が自分なりの意見を持つ前提として、お医者さんの話があって、そのお医者さんの言うことが絶対とは思っていないのでしょうけど、自分の意見を形作るための前提としては理解はできたということで、よろしいのでしょうか。

経験者3番：はい。

司会者：ありがとうございました。1番の方は、いわゆる専門的な証言をする方で

はないのですが、ケースワーカーの方のお話も聞いたかと思うのですが、理解はどのくらいできたでしょうか。

経験者1番：ケースワーカーの方も大変真面目な方で、大変思いやりのあるというか、証言のほうは大変よく分かりましたし、被害者の方にも関わってらっしゃって、加害者の方とも話をしていたということで、双方のことをよく理解していらっしゃる方だったので、その犯行に至るまでの過程というか、その心情とか、それぞれの方々と関わったときのケースワーカーさんの思いとかも、大変よく私には伝わってきました。

司会者：ありがとうございます。次の質問なのですが、法廷で証拠を見たり人の話を聞いたりして、自分なりの意見を持つことはできたでしょうか。そのときに検察官と弁護人の最後のプレゼンテーションというのは、例えば役に立ったとか、ちょっとよく分からなかった、そういったこともあれば、あわせてお伺いしたいのです。証拠調べを見て自分なりの意見を持つことができましたかということ、そして最後のプレゼンテーションはどのような感想を持ったでしょうかということについて質問をさせていただきたいのですが、5番の方、いかがでしたでしょうか。

経験者5番：内容については、非常に分かりやすく説明していただけたと思っています。被告人が精神的に病んでいるという判断というのは、精神科医のお医者さんの話でよく分かったのですが、それを判断するのがやっぱり一番難しいですね。やっぱり精神的に病んでいる人とお付き合いするのかなと思って、一番重かったですね。その人を取り調べた検察官の人はすごいなと思いました。弁護人はちょっと・・・ですね。こういう制度なので仕方がないのしょうけれども、被告人が犯人であれば弁護側は当然主張は弱くなるんでしょう。何かもっと弁護側にも科捜研のような、そういった証拠を十分に証明できるような、そういった制度があったら、もっとお互いに主張するものを聞いて判断できたんですね。ちょっと弁護人の方が弱いかなという感じはしました。全般的には非常に良かったと思います。

司会者：ありがとうございます。証拠を見たり聞いたりして、自分なりの考えを

持つことができましたかという質問なのですが、7番の方はどうでしょうか。

経験者7番：証拠を見せていただいたり、いろいろ説明を聞いたりして、自分の意見をまとめるのはとても難しかったのですが、それを聞いて皆さんと話し合いをしていく中で、だんだん発見、形作ることにはできたかなと思います。

司会者：ありがとうございました。1番の方はいかがでしたでしょうか。

経験者1番：検察側のプレゼンテーションを聞くと、ああ、本当だ、もっともだと思い、弁護士側の意見を聞くと、ああ、やっぱり本当だ、もっともだと思い、かなり揺れたんですね、感情的には。どちらの言い分も本当のところはたくさんあるんですね。それを評議室に戻って評議していく中で、たくさんの意見が出ました。私も自分なりの意見も述べさせていただきました。それでも、やはり大変揺れるんですね、心が。どこまで感情移入していいものなのか。全く客観的に物事を見る力が私にはないなと思いました。自分はこれほど感情に左右される人間とは思っていませんでしたので、大変ある意味苦しい思いもしました。けれども、皆さんと評議していく中で少しずつ見えてきたといいますか、自分なりの考えが固まってくるのは感じることができました。

司会者：ありがとうございました。3番の方はどうでしょうか。法廷で証拠を見たり聞いたりして自分の考えを持てたか、あるいは検察官と弁護人の最後のプレゼンテーションについて、どういう感想を持ったかということについてですけれど、お願いします。

経験者3番：法廷での証拠の件なのですが、自分が関わった事件に関しては凶器とかがありまして、それが白黒、モノクロの写真とかあったのですが、もちろん凶器なので、殺害しているので、カラーだと血がついていたり、遺体の写真とか、こういったのは絵でぼかされているっていうか、そういったところはちょっと正直、自分の中では臨場感がないというか、本当に酷かった殺傷箇所とか多かったのですけれど、絵で見るとそんなに大したことないんじゃないのかというように思ったりしたので、ここはカラーとかの証拠で出してほしかったなと。自分の意見としては、

そういったところがあって、他の人はやっぱり見られないという人もいるでしょうし、そこは難しいのかなというように思ったのが証拠の中の感想で、プレゼンに関してはすごく分かりやすかったし、それの中でちゃんと自分が思ったことを言おうというように。自分の中で思ったのは、それが参考になるようなことだったので、すごく良かったなと思います。

司会者：ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

経験者4番：証拠を見たり聞いたりして、自分の考えはまとまったと思います。弁護側が、検察側の出した証拠に対して、それに異議を唱えていくという場面があったのですが、その検察側の出した証拠を覆すような感じには自分には響かなかったというか、説得力としては何かそこはどうなんだろうなというのは、自分なりにはちょっと思いました。

司会者：ありがとうございました。裁判官、検察官、弁護人の方からも、これまでの御意見に関して何かありましたらお願いします。

弁護士：いろいろ参考にさせていただいて、6番さんの弁護人の言葉が聞き取りづらかったこと、それは同じ事件を担当された方は皆さん、そうお思いになられましたか。

経験者4～7番：（うなづく）

弁護士：そういうことがあったならば、それは非常に重要なところですね。弁護士の中でそういうことは気をつけていこうかなということになっていますので、今後は今日の意見を持ち帰って修正していきたいと思います。

あとは5番の方、何度か出ている弁護人の方には科捜研のような機関がないし、なかなか反対の主張が難しかったのではないかという御意見がありましたけれども、確かに実際に弁護人をやってみるとそのとおりで、弁護人は2人だけでそれを解消していくというのが現状で、私的鑑定をやろうと思えば、例えば実験、実証実験を弁護人の方でもやるということはある得なくはないのですが、莫大な費用がかかり、結局できないことがあるというのが実情で、この点、御指摘いただいて良かったと

うか、ありがとうございます。

あと、1番の方の被告人の話を聞いて人柄の話をしてもらいまして、あと検察官と弁護人のプレゼンテーションに揺れたということはありませんけれども、その時に自分はこんなに感情に左右されるのかみたいな自戒の言葉がありましたけれど、そんなことは全然ないと思っていて、まさにそういう一般の方の良識を取り入れるのがこの裁判の制度なので、揺れる心こそ健全なる真実だと思うので、そこは自分を責めないでいただければと思います。

司会者：よろしいですか。他に何かありますか。それでは、検察官お願いします。

検察官：皆さん、貴重な意見をありがとうございます。もしよければお聞きしてみたいのは、冒頭陳述とか論告というプレゼンテーションのところで、こういうことを言ってほしかったとか、ここが足りなかったなと思うところがあれば、次回から取り入れていきたいので、教えていただければと思います。お願いします。

司会者：こういうようにしてほしかったとか、ここが足りなかったなというところ、できるようなことがあれば教えていただきたいということですか。

検察官：そうですね。振り返ってみて、冒頭陳述でこれがあつたらもっと裁判が分かりやすかったとかあれば、ぜひ教えてください。

司会者：最初のプレゼンテーションについて、5番の方、ありますか。

経験者5番：初めの方は、余り何をやっているのかよく分からなかった。それが5日目ぐらいになって科捜研とか精神科医の先生が出てきて、それで初めて分かった、こういうことなんだなと。もっと精神科医の人とか科捜研の人の話を前に持ってきて、そしてその後、論議をするような形だったら、もうちょっと分かりやすいかなという感じはしましたね。初めはちょっとよく流れが分からなかった。やっている裁判自体は分かったのですが、何を何で有罪だと言っているのかなんですね、いろいろ分かりにくかったですね。

司会者：他の方はありますか。今の検察官からのこういうようにしてもらったとか、ここがちょっと足りなかったとか、3番の方ありますか。

経験者3番：自分の意見としては、証拠をカラーにできたらいいかなと思います。
難しい問題とは思いますが、やっぱり伝えるってなったら白黒とか絵じゃなくて、
どんなものかというのは映像なり色をつけて出した方が分かると思うので、その中
で選択肢を与えてもらったら、カラーなのか白黒なのか個別に選択肢を与えてもら
えれば、全員が、じゃあ白黒ですよ、カラーですよではなくて、個人でどちらを見
ますかというようにしてもらえれば良かったなって思いました。

司会者：ありがとうございます。それでは、裁判官お願いします。

裁判官：私からも1点、御質問させていただければと思います。証拠調べは、大ま
かに言うとも書類を読み上げるか、証人の話を聞くという主に二つの方法で、これは
検察官あるいは弁護士から行われるのですが、皆さん、証拠調べを聞かれて、もう
少し書類が多かった方が分かりやすかった、もしくは証人の話がこういう方が分か
りやすかった、もう少しこうしてもらった方が分かりやすかったですとか、何かそ
ういうことをお考えになったことがございましたら、御意見をいただければと思い
ます。

司会者：いかがでしょうか。御担当になった事件は、どの事件も証人の話を何人か
聞いた事件であったと思うのですが、証人の話よりも書類の説明をしてもらった方
が良かったなとか、あるいは、証拠を見たけど、人から話を聞いたかったなとか
か、そういった感想はありましたでしょうか。4番の方、お願いします。

経験者4番：私は検察官の方からの最初のプレゼンとかは相当分かりやすかったし、
それから弁護人の方の言わんとしてることもすごく理解できました。証人のところ
でお母さんだったり、それから一緒に住んでいる方であったり、何となく何かみん
な少し病的な感じというか、少し証人としてこの人たちが証言しているのが、どれ
だけ真実味があるのかなというのを考えさせられるようなこともちょっとありまし
た。だから、本人を本当によく知っている人というのは、結局そういう方たち何人
とかなっているんで、本当に社会に広がってないというか、家族そのものが社会と
の関係性がもう持ててない方たちで、何かそういう事件って起きたのかなあという

ようなこともちょっと考えさせられました。

司会者：ありがとうございました。

3 評議について

司会者：別のテーマで、少し話題にも出てはいるのですが、評議のことについてお伺いしていきたいと思って、意見を持つことができましたかという、さっきの質問だったのですけれど、じゃあそれを評議でちゃんと表明して議論をすることができたとお感じなのかどうか、ということについての質問です。

まず、前提としては、議論をしているときに、今何をテーマにして、自分は何についての意見を言えばいいのかというのは、ちゃんと整理がついていたでしょうか。自分の意見は述べることはできたか、他の方の意見を聞いて議論をすることができたのかどうかといった点についての御感想をお伺いしたいと思います。7番の方、どうだったでしょうか。

経験者7番：評議の最初の方は、やはり自分の意見もまとまらないし、何をどのように言ったらいいのかがちょっと分からなかったのですが、回を重ねていくにつれて、裁判長からも、とても分かりやすい表現で、ここについてはどのような感じでしたかというように言っていただいて、答えることができるようになったと思います。

司会者：他の方はいかがでしょうか。それでは、5番の方、どうだったでしょうか。

経験者5番：自分の意見は言うことができました。さっきの話なのですが、弁護側が弱い裁判だと、もし被告人が犯人でない場合は冤罪が起きるなあという感じはしました。

司会者：先ほどの問題で、弁護人の方はきちんと活動できるような、何か検察官の方の科捜研とか、そういったものが利用できたらいいのにといいところなのではないでしょうか。

経験者5番：はい。

司会者：評議の中で自分の意見を言えたのか、評議のときにきちんと何を言えいいのか整理できたでしょうかという質問ですけれど、1番の方、いかがでしょうか。

経験者1番：評議の会場は大変リラックスできておりまして、自分の発言を思ったことを自由に言えるといえますか、そういったことについて恥ずかしいじゃないですけれど、こんなこといいんだろうとか、そういったことを考えることなく話すことはできました。みんなで話すうちに少し論点がずれたりとかしたときには、裁判長が軌道修正してくださったりですとか、今話しているのはここですよ、みたいな感じで戻してくださったりとか。ですので、そんなに大きなぶれもなく、一つのことについて、かなり掘り下げた内容で討議できたと思います。

司会者：ありがとうございます。3番の方は、いかがだったでしょうか。

経験者3番：評議についてなのですが、評議の中で自分の意見もすごく発言しやすい環境をつくっていただいていたというのがあるのですが、他の人も言っていて、その中で、ああ、自分と同じ考えなんだなというちょっと安心感というか、意見交換もできたりとか、1回で決めるとかではなかったのもうちょっと日数もありましたし、回数を重ねていく中ですごく良かったなと思えるような内容だったので良かったと思います。

司会者：ありがとうございます。十分意見を言えたかどうかに加え、他のメンバーと十分議論ができたかどうかということもあるのですが、6番の方はどうだったでしょうか。

経験者6番：私も先ほど皆さんがおっしゃっていたとおりで、日を重ねるごとに、いろいろと問題に対して取り組むことができましたので、やっぱり、裁判長からもいろんな助言があったりして、それを参考にしながらみんなそれぞれ意見が違いますが、その中でまとまった意見というのが、ああ、みんなそうなんだなというように私も思いながら評議室では過ごしておりました。

司会者：4番の方、いかがでしょうか。

経験者4番：意見は十分に言えました。言えたというか、ちょっと自分自身もすご

くこだわりながら、かえって迷惑をかけたかなと思うぐらいに、一つ一つにこだわった意見を言ったように自分としては思っています。それでも、評議しながら本当に細かいことを一つ一つ丁寧にみんなで確認しながら、細かいことにいろんな意見があったし、確認しながらできたかなと。最終的な判断のときにそういうこともあり、皆さんの意見が聞けて、何か自分がものすごくこだわり過ぎていたこととか反省することもたくさんありました。

司会者：議論できたということで、よろしいですか。

経験者4番：はい。

司会者：評議の関係で、他にこんなことを感じましたとか、これはいかがなものかというようなことがありましたとか、そのような感想をお持ちになった方はいないですか。なければ、裁判官、検察官、弁護士の方から確認したいことがありましたらお願いします。

弁護士：評議なのですが、この人勝手に決めてしまうとか、この人こういう意見がすごく強いので自分とは違うけれども言い出しづらいとか、もっと言うと、同じようなことを考えているようなんだけど、自分からは口火を切り出しづらいとか、このようなことは本来どうなのかなというのが気になるのですが、皆さんいかがでしょうか。正直言い出しづらいことがあったとか、そんなことは全くないとか。あるいは、あったけど最終的に言えたとか、そういうことがあればお聞きしてもよろしいですか。7番の方、いかがですか。

経験者7番：先ほど1番の方も裁判員の方と和気あいあいとおっしゃっていましたが、私が御一緒にさせていただいたグループの方もすごく和気あいあいとしていて本当に遠慮なく、いろんな自分が思っている意見は言えたと思います。

司会者：他の方、いかがでしょうか。1番の方、いかがですか。

経験者1番：何か言うために来ているという、これが仕事だと思っているので、かなり割り切った感じで述べました。言わなかったら来た意味がないと思って、それがかけ離れていようが、でも私はこう思いますということは、はっきり言いました。

司会者：3番の方、どうですか。

経験者3番：自分もその辺はすごく初めて行ったときに疑問に思っていた方なのですが、終わりが決まっているんですよね。あの中で評議をしていって意見が分かれたとき、日数が決まっているのでその中で決めないといけないとなったときに、ずっと意見が対立したときにどうなのかなとは思ったりして、言い方は悪いんですけど、うまい具合に裁判官の指示した意見でルールが敷かれているのかなと思っていました。最初はそう思ったのですが、自分が参加した事件に関しては、意見がみんなそろっていたというか、そういったのもあったのでスムーズに流れたのですが、反対意見とかももちろん出ると思うのですが、終わりが絶対気まずくなって、そんなときはどうなのかなという部分は感じました。

司会者：念のための確認なのですが、3番の方の事件で何か裁判官から指示されて決まっちゃいましたということではないということで、よいですかね。

経験者3番：はい。

弁護士：あともう一つお聞きしたいのですが、法廷の最後の方に検察官が論告して、弁護人が弁論するってあるじゃないですか。それで、そのときに論告メモとか弁論メモの紙をもらって、それを見ながら聞いたりしていたと思うのですが、それを評議で見返したりとかということがありましたか。

司会者：最後のプレゼンのときにもらう紙ですね。よく色刷りしてあることが多いのですが、その紙はどういうときに見たのでしょうか。見なかったのでしょうか。あるいは、どのくらい見たのでしょうかという質問ですが、4番の方いかがでしたか。

経験者4番：紙を見たかどうか、何度見たかというのは、ちょっと忘れたのですが、弁護人の方とかが、最終的にしっかりと裁判員として、それぞれの感じたことの意見をきちんと持って評議に当たってくださいという、最後の私たちに向けて説明された言葉はすごく印象的だったので、そのことは頭に残って、評議に関わったというように思います。弁護人の方の思いがすごく伝わってきました。

司会者：1 番の方，最後に配られて，それを見ながら論告，弁論，最後のプレゼンを聞いたものは，評議の時にどのぐらい見返しましたか。

経験者 1 番：私は，一通り全部復習のつもりで，きっちり全部読ませていただいた記憶があります。

司会者：3 番の方，どうでしたか。

経験者 3 番：自分もプレゼンのときとかに，色がついていたりさらに分かりやすく書かれているメモに，自分もそう思うなっていうことを書いたりしていたので，評議のときにもメモ用紙じゃないのですが，この意見に関しては違うなとか，そうだなっていうのを書き込んでいたので，評議のときに読みました。

弁護士：ありがとうございます。

司会者：よろしいですか。

弁護士：はい。

4 裁判への参加について

司会者：次の話題に入りたいのですが，裁判の中身というよりも，裁判に参加すること，それ自体についての御感想をお伺いしたいと思います。裁判に参加してみて，一番初めに全般的な感想ということではお伺いしたのですが，こういうところが大変だったなとか，こういうところは良かったなと思うところがありましたら，それを教えていただければというように思います。例えば，職場に言うのが大変でしたとか，あるいは終わった後，守秘義務のことでちょっと悩みましたなど，他にもいろいろあるのかもしれないと思うのですが，参加してみて大変だったなと思われる，こういうところが良かったなど，もしあればですが，いかがでしょうか。

6 番さんは，どうでしたか。参加して大変だったこととかについて。

経験者 6 番：最初選ばれたとき，こんな私がこんな裁判に携わって，本当にいいのかなっていうことを思っていたのですが，実際携わって，裁判長や裁判官からの分かりやすい説明とか，裁判員のみんなからも，いろいろな意見が出まして，本当に

出て良かったなということは感じました。だから、全体的には裁判員になって良かったなと思います。

司会者：5番の方，どうでしょう。大変だったところなどあったでしょうか。

経験者5番：量刑を決めるときに，実際，自分たちは経験がないのでどういような判断をしたらいいか分からなかったのですが。そうしたら過去の量刑を見せられて，それで非常に安心したのです。反面，過去の量刑にとらわれ過ぎたんじゃないかというようなことはありましたね。過去の量刑を見せられたのは，非常に自分たちは楽になって良かったのですが，いろんな判例を見ていますと，割と過去の量刑と余り変わらないような量刑が出ていまして，裁判員裁判が始まって，裁判員の人は割とみんな，重い量刑をやっているんでしょうけど，何か余り変わらないなという感じがします。

司会者：量刑を決めるときの疑問というか，もうちょっとやり方を考えてもいいんじゃないかということですか。

経験者5番：はい。でも，じゃあ実際量刑はいくらにしたらよいのですかと聞かれたら，それは分からないので。

司会者：過去の量刑だけでは判断できないけれど，見たら見たで，とらわれ過ぎてしまう心配があるっていうことなんでしょうかね。

経験者5番：はい。

司会者：3番の方，裁判に参加してみて大変だったなと思ったことなど，おありでしたらお願いします。

経験者3番：裁判に参加してちょっと大変だったなっていうのは，会社員は，仕事の関係とかそういったところが多分あるのでしょうか。幸い，自分は全くそういった影響がない状態だったので良かったのですが。やっぱり，周りとかを見ると，どうしても仕事だから行けないとか，そういった面でちょっと，自分は仕事休めるタイミングとかだったので，すごく良かったのですが，若い人とかが少ないなという声もあると思いましたね。

あと参加してやっぱり思ったのは、5番さんがおっしゃったように、刑の量刑についてやはり軽いのかなって思ったり。参加して興味が出たんじゃないのですが、調べていく中で、どうしても殺人とかそういったことに関しては軽くなっているのが多いのと、違う事件は重くなっていることもやっぱりあるみたいで。でも、なかなか裁判員だけの意見というのが、すごく通りにくいのかなというのはちょっと感じました。

司会者：3番の方の、裁判員だけの意見が通りにくいという点について、もう少し説明していただけますか。

経験者3番：どうしても裁判員として、素人、自分らが初めて裁判っていう、自分とかもまだまだ若いですし、社会経験も少ない人たちが参加したときに、法律のことを知らない人が常識の中で、それにばかりとらわれているというか、過去の判例からして大体このくらいですよってなったときに、それを真に受けて、それじゃあ過去がこれくらいだからこのくらいが妥当だねっていうのも、やっぱりそういった意見も多分あっていいと思うのですが、そうじゃない意見が通りにくいというか、過去にけっこうとらわれた状態で意見が出るのかなというようには思います。

司会者：ありがとうございます。1番の方、大変だったなと思うことがありましたら、お願いいたします。

経験者1番：私は、公判の中日ぐらいで、次の日が大きなイベントを控えておりまして、仕事でもう本当にハードで、生きてこの公判を終えるだろうかっていうぐらいしんどかったのですが、何とか元気でやれました。仕事については、職場はとても協力的で頑張って行っておいでと言われたので、そんなに心理的な不安はなかったのですけれども。先ほども5番さんたちがおっしゃったように、量刑についての判断が大変難しかったです。やはり、専門的な知識もなく、個々の状況が全然違うであろう過去の判例を見て、一応幅はありますよね、大体こういう事件に関してはこれからこれくらいですよみたいな。それを見て参考にしないといけないのではあろうけれども、どこまでそれを参考にしていいいものなのか。裁判員裁判は、6人い

て皆さん心情的に微妙なずれがある。そして、その中で折り合いをつけている。言葉がいいか悪いかよく分かりませんが、落としどころを探すっていう感じを受けました。やはり、裁判員だけでは、量刑について掘り下げて評議はできないと思います。やはりこの場合、裁判官の方に、それは誘導とかそういうことじゃないんですよ、導かれているという感じなんです。教えていただきながら、導かざるを得ない状況というのは、やはりあると思います。それがいいのか悪いのかとか、そういった問題ではなく、そうしないとそこに到達できないという実情があります。やはり、量刑についての判断は、何かもうちょっとやり方があるのではないかとすることは感じました。

司会者：そのやり方を、こうやればよいというのは分からないのかもしれませんが、何かお考えをお持ちですか。

経験者1番：何か考えているかと言われたら素人の意見ですが、よろしいですか。

司会者：はい。どうぞ。

経験者1番：笑われるかもしれないのですが。膨大なデータベース化された、過去の判例がありますね。ある程度、AIで計算できるのではないかと思ったのです。私たち裁判員の心情や心証ですとか、評議を尽くしたあげくに、いくつかの質問項目、十何個項目を作ってそれに答えていく。それをポイント化できるんじゃないのかと。ポイント化したデータを、専門家である裁判官の方々が見て、やっぱり判決自体は裁判官のサイドで決めていただければ、私たちのポイント化されたデータを踏まえて、それを計算式、システムに組み込まれても、組み込むことができるのではないかと思ったのです。そういった形で、裁判官による判決を出していただいたほうが、より公平ではないかと思いました。それは漠然として、勝手な私の妄想が半分入っておりますけれども。そうしたときに、例えば死刑判決をせねばならないような状況の裁判員の心の負担もなくなるのではないかなというように感じました。聞くとところによりますと、裁判員になるのがちょっと億劫だとかという意見も聞きますので、ある部分のAI化は、これから考えてもいいのではないかとこのように

私は思いました。

司会者：ありがとうございました。

5 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：それでは、ほぼ予定していた時間になってまいりましたので、これから裁判員になられる方に、メッセージをお一人ずつお伺いをしていきたいと思います。

1 番の方からお願いいたします。

経験者 1 番：これからやられる方には、是非やって、学んでいただきたいという思いはあります。やはり、やってみないと分からない部分というのがたくさんありまして、私も本当に大変いい勉強ができました。漠然とその事件だけを見るのではなく、犯罪をなくす社会を目指すっていう部分のことを大変考えさせられました。私の担当した事件には、社会的な背景みたいなものもあります。これだけ格差社会ですとか、老老介護、介護の大変な問題も抱えている実情ですので、そういった意味も大きく踏まえて、こういった事件、社会の縮図のような事件に携われる機会があるのであれば、是非皆さん、参加されてみてくださいと申し上げたいです。

司会者：ありがとうございます。それでは、3 番の方、お願いします。

経験者 3 番：これから裁判員になられる方へですけれど。若い人たちに是非、出席っていうか、選ばれないとなれないわけですが、この一番最初の手紙が届いた時でも、行けないじゃなくて、行けるように努力してもらって、会社とかの協力もありますけれど、なるべくそういったところに参加して、一歩踏み出すっていうか、やってみないと分からないこととかも、すごい自分もそう思ったので、やる、参加してみるっていうことを始めていただきたいなと思います。

司会者：ありがとうございます。4 番の方、お願いいたします。

経験者 4 番：私も、裁判員になって、自分の考え方とか社会に対する見方とか、そういうところでも、少し自分自身も変わったなというように思いますので、多くの方に裁判員に関わっていただいて、関わると何となく世の中のことっていうか、被告

人とか、事件を起こした人の何か、背景というか、そういうところがすごく気になり出すというか。その背景が気になり出したら、自分がそういう人たちを出さないために何かできることがあるんじゃないかなということも考えるようになりましたので、是非多くの人に関わっていただきたいと思います。

司会者：ありがとうございます。5番の方、お願いいたします。

経験者5番：犯罪者の人がなぜその犯罪に至ったかという心の闇ですね、そういうものとも付き合っていかなければならない、そういうものもまた判断しなければならない10日間でしたので、かなり精神的にはきつかったというように思います。ですが、これを経験して非常に良かったなと思います。また、そういう人たちの心の闇をどうやって解放してあげるか、どうやって社会に復帰させてあげられるかということを考えていきたいと思います。

司会者：ありがとうございました。6番の方、お願いいたします。

経験者6番：私もこの裁判員になって、今いろんな事件が毎日のように起こっていますけど、自分がその裁判員になってから、そのニュースに対する見方が変わってきたということが一番です。ですから、皆さんが言ったように、この犯人というのは、やはり最初から悪い人間ではなかったのに、どうしてこういうような道に入ったのかとか、いろんな見方をするようになって、今、そういう悪いニュースを見る度に思うようになりました。

司会者：ありがとうございます。7番の方、お願いいたします。

経験者7番：私個人としては、他の裁判員の方々にも恵まれて、貴重な経験をさせていただき、大変勉強になったと思います。私は仕事をしていなかったのが良かったのですが、仕事をどうしても休めない方とか、介護されている方とか、小さなお子さんをお持ちの方などは、少し負担が大きいかなとも思うのですが、そうすると、高齢の方たちばかりになってしまいそうなので、可能なら大学の法学部の学生さんたちとかも、ちょっと範囲に入れることができればいいかなとも思います。でも、個人的には参加してとても良かったので、時間の余裕のある方は是非参加していた

だきたいと思います。

司会者：ありがとうございます。それでは、裁判官，検察官，弁護士のほうから，最後に何か感想でもいいですし，質問でもいいですので，お願いします。

裁判官：本日は，皆様に御参加いただき，また貴重な御意見をたくさんいただきまして，誠にありがとうございました。私もこれまでいろいろと事件を担当し，いろいろな裁判員の方と接してきたのですが，本当に皆さん積極的に評議で御意見をいただいて，より充実した議論，そして裁判ができているのかなと思います。また，今日，皆さんからお伺いした意見を参考にして，よりよい裁判というものができるようにやっていきたいと思っていますので，今後ともよろしく願いいたします。

検察官：今日は，貴重な御意見をたくさんありがとうございました。裁判員制度が始まって10年，検察庁としても，今後よりよい裁判員裁判ができるように努力しているところなので，今日皆さんからいただいた意見については，また検察庁の方でも検討して，今後の裁判に活かしていきたいと思います。今日はありがとうございました。

弁護士：今日は，皆さんありがとうございました。率直な意見が聞けたんじゃないかというように思います。言いづらいこともあったんじゃないかなとか思っていたのですが，思った以上に鋭い御指摘をいただいたという感想を持ちました。これも弁護士会に持ち帰って，よりよい裁判，よりよい弁護の主張ができるよう，役立てていこうと思いますので，今後とも裁判に興味を持って接していただければと思います。ありがとうございました。

（休憩）

6 報道機関からの質疑応答

司会者：続いて，記者の皆さんの方からの御質問などがあればお願いをしたいと思います。最初，幹事社の方から代表質問がありましたら，お願いをいたします。

朝日新聞社：代表質問で質問させていただきます。1つ目ののですが，人の人生を

裁く重さをどう感じ、どのように考えられたのでしょうか。

司会者：人の人生を裁く重さについての御質問ということでよろしいですか。それでは、4番の方、お願いいたします。

経験者4番：裁判員になるときに、やっぱり一番気になったところというか、自分がその人の人生をもしかして左右するかもしれないっていう、そのことに立ち会ってということがすごく何か不安でもありました。ただ、参加をさせていただいて、その人の小さいときからの生活とかいろんなものがあって、今回のような事件が起きてくるっていうこととかもすごく何か考えさせられて、裁くことに対してはすごく重かったし、それについては自信がないままに参加させてもらったけれども、私自身は、そういうその人の人生、逆に言えばその人の人生をもう少し私たちが何かできなかったのかなっていう、そういう思いもさせられました。

司会者：それでは、他に御感想はおありでしょうか。5番の方、いかがですか。

経験者5番：人の人生というと、すごく重い言葉なんで、それよりも有罪か無罪かということに関して判断させていただきましたという回答しかできません。

司会者：他に御感想をお持ちの方。よろしいですか。それでは、次の質問がありましたらお願いします。

朝日新聞社：ありがとうございます。次の質問をさせていただきます。裁判員制度で、改善すべき点や課題に感じている点についてはいかがでしょうか。

司会者：裁判員制度の改善すべき点あるいは課題について、お考えのことがあればということでもよろしいですね。先ほど、休憩の前にも少し関連するような御意見もあったかとは思いますが、何か課題とか改善点について、1番の方、少し提言していただいたようなこともあったのですが、課題とか改善点について発言していただけますでしょうか。

経験者1番：私の個人的な意見なのですが、やはり量刑を決めるということにかなり抵抗がありました。先ほどの人生を裁く重さという質問にも関わってくるかとは思いますが、全くの専門外、専門的知識がないままに、教えていただきながらで

はあるんだけど、市民感情を反映させるのも目的という裁判員制度ではあるのですけれども、そういったことを全て踏まえても、量刑についての判断というのは、評議を尽くしてもやはりばらつきは出てきてしまいますね。全員が、もうこれだっというのはあるかもしれませんが、おそらくかなりの幅が生じるのは必然ではないかと考えます。そうしたときに、やはり私は本当に量刑に関してだけはとても重いというか、決めたくないというか、本当に分からなかったのです。納得した形で評議は終わりましたし、判決も一応それで決まりましたけれども、全て納得できたかという、やはり若干心の中にわだかまりというか、あったのも事実なんですね。でも、私一人でそれを言ったところで、そういったこともおかしいことだし、評議自体は本当に、念を入れてとても有意義な評議であったことも事実です。ですから、私自身としては、量刑に関しては少し考えるべき余地があるのではないかと思います。

司会者：他の方、いかがでしょうか。課題あるいは改善点について御意見はおありでしょうか。3番の方、何かありますか。

経験者3番：改善するべき点に関しては、証拠とかの出し方だったり、そういったところに選択肢が欲しいなというようには思いました。課題なのですが、やっぱり会社員とかの人が多いので、休めなかったりとか、参加したいけどできない。したくない人も、もちろんいるでしょうし、人を裁く場にみんな出たがらないとは思いますが、もう少し参加しやすいような日程だったり、何かそういった面ができればいいかなと思います。

司会者：改善点あるいは課題についてお感じになったことについては、それでいいですか。他にございますでしょうか。

朝日新聞社：次の点なんですけど、裁判員を引き受けた時に、周りの人や会社や家庭では、どんな反応だったのか。理解が得られたのかというようなことについてお願いいたします。

司会者：裁判員に選ばれたときの周囲の反応についての御質問ですね。7番の方。

どうぞ。

経験者7番：家庭内では別に何も、主人しかいないので何もなかったのですが。友達とかに話したら、面倒くさいとか言われたので、ええっと思ったのですが。周囲はそんな感じでしたね、やりたくないような感じでした。

司会者：他の方はどうですか。3番の方、自分は裁判員になるときに、すごい支障があったわけではないんだけど、というお話をされたわけですが、職場の上司の方への御説明のときの反応など、もしお話ししていただけることがあるのならばお願いします。

経験者3番：周りの反応なのですが、自分は立場上休めるというか、そういった感じの仕事をしているので良かったのですが。従業員の方とかその制度は知っているけれど、休むためにはどのような手続を取ったらいいかとか、どうしても自分の会社では初めてだったのでそういったところの不安とか、まだまだ裁判員制度に対して知らない人とか、自分も含めてそうだったのですが、そのときに、それなら従業員の方を有休にしていいいのかとか、そんなことがちょっと分からなくて調べたりが、ちょっと大変だったのですが、自分が経験して、それを会社の中で反映させたりとかが今後できるようになったので、もし、自分の勤めている会社の従業員の方がなったら、是非行きなさいと言えるようになったというところです。

司会者：よろしいですか、今の御質問。他にございますでしょうか。

朝日新聞社：裁判員制度の社会的意義をどのように感じてらっしゃるでしょうか。

司会者：先ほど、休憩前にも、少しそれに関連するような御意見もいただいたように思うのですが、裁判員制度の社会的な意義について、何かお感じになること、お考えになることがおありでしたらいかがでしょうか。3番の方、お願いいたします。

経験者3番：本当に個人的な意見なのですが、裁判ってなると、人を裁く、人を判断するような形になるので、今まで裁判官だけが決めていたことを、一般社会に出ている自分らとかが、そういったことに携われるというのを、すごくいいと思う

し、自分の中でのいろんな社会経験を踏まえて、どうしてもテレビとかで見ている事件とかで、やっぱり納得できないっていうところだったりとか、事件の内容は違うのですが、そういったことを言える場ができたってというのが、すごく良かったかなと自分は思って参加しました。それで、裁判員制度の社会的意義については、何か意見ができる、確かに量刑とかを決めたり、重いところもありますけれど、何もできずに刑は軽いんじゃないのかなとかじゃなくて、自分の意見も参加することで言えたりするんで、すごい、いいことだなと自分は思っています。

司会者：ありがとうございます。他に、社会的意義について、どのようにお考えになるかということですが、4番の方、お願いいたします。

経験者4番：私も今の3番の方と同じで、参加することで裁判の事件とか、人ごとというか、事件があったことについて、端から見てああいうことがあっているなっていうことが、参加することで、その事件のときに裁判の中でこういう感じのことが話し合われるかもしれないとか、この人って背景に何があったのかなとか、事件に対しての関心を持つ人は確かに増えると思います。私も、参加してその事件とか裁判とかにすごく関心を持つようになりましたので、そういう人が増えていくと、事件とかのそういうものも、人ごと、私には関係のないことっていうのではなく、社会全体の中で考えていかないといけないのかなとか、そういうことを何か考えるようになっていくのかなというのは思います。たくさんの人に参加してほしいというふうに思います。

司会者：7番の方、お願いいたします。

経験者7番：私も同じなのですが、やっぱり多くの人に参加していただいて、裁判に対する、いろいろな方面からの広い意見を集められるということに意味があるのかなというように感じました。

司会者：よろしいですか。

朝日新聞社：質問としては最後になります。裁判員を務めた後に、司法に対する興味とか見方は変わったでしょうか。

司会者：司法に対する見方や、興味が変わったかどうか。6番の方、いかがですか。

経験者6番：先ほども言いましたけど、やはり自分は裁判員になってから、事件が今、他のところでも、すごく凶悪な事件とかいろいろあるのを見て、またそれも中には裁判員裁判でおこなった事件、この間のあおり運転とか、またあっていますけど。そういうのを見ると、やっぱり裁判員になったら大変、あの裁判員は大変だろうとか、自分が経験したらそういうふうな見方をして、テレビのニュースが、今までそんなに気になってなかったのが、何かそういうニュースなどが気になるようになりました。

司会者：他の方、いかがですか、司法に対する見方などが変わりましたでしょうか。5番の方、何かありますでしょうか。

経験者5番：司法というのは、こんなことやっているんだという、そういう見方は変わりました。人を裁くよりも、人を助ける制度を作ってほしいなと思います。

司会者：他の方は、いかがですか。見方が変わりましたでしょうかという質問ですが。

経験者1番：司法が身近になったということはありません。全く他人事だったことが、そうでもなくなったというか、犯罪は、ごく身近でも起こり得ることですし、自分も当事者になり得ることではあるのだけれども、日常の生活の中では忙しさに紛れて、そういったことを考えたことが全然なかったので、大変身近に感じるようになりました。また、裁判員制度そのもののことを、やはり少し考えるようになりました。

司会者：よろしいでしょうか。

朝日新聞社：ありがとうございました。

司会者：それ以外の方からの御質問、おありでしたらお伺いしますが、いかがでしょうか。

毎日新聞社：少しお伺いしたいことがあるのですが、この裁判員制度には、守秘義務というものがあるじゃないですか。それについて10日間の間、誰にも、自分が

今やっている人の人生を裁く重さとかというのを、他の人に話せないっていうことに対するストレスであったり重圧やプレッシャーがあったというようなことはありましたか。

司会者：自分が担当している事件のことを周りの人に話せないことによるストレスを感じたか、どのようなストレスを感じたかという質問ということでよろしいですか。

毎日新聞社：はい。ストレスを感じただとか、本当は人に話したかったとか。

司会者：人に話したいなと思ったことはありませんでしたかという質問ですか。

毎日新聞社：はい。

司会者：それでは、4番の方がいかがですか。

経験者4番：裁判員になったっていう話は、身近な人には話をしましたけれども、事件の裁判に関わることについては、私は1人で考えたりだとか、いろんな人に話をするんじゃないくて、そこで評議している人たち以外の人の話とか、何か予断は避けたい、そういう気持ちでしたから、その間しゃべろうとも思わなかったし、それをストレスっていうようには思わなかったです。

司会者：他の方は、いかがでしたでしょうか。

経験者3番：守秘義務についてなのですが、評議のときとかはもちろん、相手の被告人に対して、自分も人間としても真っ当に、自分はこう思うし、この人はこうだなと思ったんで、周りに言いたいとかはないです。今後、生きている間、誰々がこのようなことを言いましたとか、それが言えないことに対しても、夫婦間でも言えないことってあるのと一緒に、だから、別に苦になるとか、むしろ、自分の中では、そういったことに携われたという誇りとして、言えないからどうこうというのは全く思っていないです。

司会者：いかがでしょう。私はストレスでしたという方、言いたかったが言えなかったという方、そういうことはありませんでしたか。6番さん、お願いします。

経験者6番：私は、裁判員になっている間は、誰にもしゃべったらいかんのだって、

主人から言われていたんですね。だから、本当誰にもしゃべってなかった。だから、知っているのは主人と息子だけ。遊びに誘われた日もあったのだけど、実はあの日は、こうこうこうで行けなかったのですって言ったら、友達が、「ええっ、そんなことあったんや」っていうことで、びっくりしたのですが。あとの人にはしゃべらない。

司会者：それが何か、ちょっときついなとかいうことは感じませんでしたでしょうか。

経験者6番：いや、次の日、またみんなと評議できるから。夜、寝たときに、ああいう事件はこういうふうな考え方かなとか、いろいろ考えながら寝ていたのですが。どっちかという、余りストレスをためないように自分ではしていたので、大丈夫でした。

司会者：よろしいでしょうか。それでは、他の御質問ございませんでしょうか。

大分合同新聞：本日、皆さん、貴重なお話を聞かせていただきありがとうございます。ちょっと、2つほどお伺いしたいことがあります。

先ず1つ目ですが、放火の事件に関してのことなのですが、この事件では、先ほど皆さんの話にも、弁護人のほうが冤罪だというような主張もあったりして、どういう事実があったかというようなところから争われた裁判だったと思うのですが、刑事裁判の原則としての、「疑わしきは被告人の利益に」というような話と、「合理的な疑いを差し挟まない程度の証明」というようなところ、そのあたりで、実際どういような事実があったのかを、どこまで証明できたらいいか、本当にあったのかなかったのか、どうすればいいのか、そのあたりの悩みというか、苦労したところとか、そういったことがあったかどうか、まずお伺いできればと思います。

司会者：質問の趣旨なのですが、いくつかの言葉が出てきて、疑わしきは被告人の利益とか、合理的な疑いをいれない程度の証明とかという話を前置きとしてされているんですけど、それがどういうことか、分かったかどうかという質問ではなくて、事実の認定をするときに、何か、どういうことに悩みとか苦労を感じましたか、そ

ういう質問なのですか。

大分合同新聞：そうです。前提として、疑わしきは被告人の利益にというようなことと、合理的な疑いを差し挟まない程度の証明というのは、多分、裁判長のほうから説明があったと思うのですけれども、実際に、証拠によって、じゃあそれが本当にこういう事実があったのかという証明ができているのかどうなのかというようなことについて、悩んだりということがあったかどうか伺えればと思います。

司会者：はい、お願いいたします、4番の方、いかがですか。

経験者4番：はい。私、本当に冤罪っていう言葉がすごく耳についていて。冤罪だけは絶対にしないというか、そういう観点で最初から事件、証拠とかいろんなものを、自分なりに見てきたつもりです。いろんなことを積み重ねていくうちに、やっぱり、これは有罪というか、何らかの形でそういうことがあったなっていう、そのことが、だんだんと何か自分の中で納得がいくというか、すごくそういう納得がいった証人の説明であったり、いろんなことが、自分の中ではだんだん納得がいくようになって、最初から検察官が証人として出してこられた方たちの証人として言っていることも、本当に正しいのかっていうところも、自分では一生懸命見たつもりですので、そういう中で、そこがやっぱり一番悩んだところで、冤罪にはしたくないし、本当にしたのかしてないのかっていうところを判断するときには、すごく重かったです。結構、自分なりに結論を出したのは、やっぱり本人の今まで生きてきた背景とか家族構成とか、それから病気のこととか、いろんなことを考えたときに、もう一回社会復帰をしてほしいなっていう気持ちとかそういったことを考えて、最終的に自分としては満足したということです。どういうように説明していいかわからないのですけれど。一番悩んだところです。

司会者：他の方は、その事実があったのか、なかったのかについて、判断するのに悩んだりしたことはありましたか。

経験者5番：科捜研の人が実験した結果で、布団に灯油が漏れていて、そこにたばこの火を置いても燃えないという実験をされていました。それに対して、質問もし

ました。その質問に対して、科捜研の人からの答えをいただきまして、それで納得したということです。あと、精神科医の先生からの説明に対しても、大変納得しましたので、この件に関しましては、説明がすごく良かったと思います。

司会者：最初の質問については、よろしいですか。

大分合同新聞：ありがとうございます。あともう1点なんですが、1番さんへの質問になると思うのですが。1番さんの事件では、事実はもう争いがなくて、情状の部分で本当に判断が難しいような事件だったと思うのですが、事実認定は、あったかなかったかという、2つに1つですけど、情状については本当に個人個人で、どう捉えるかというような、違うところもあったりということで、これまでのお話でも、量刑を出すのがとても難しかったというようなお話もあって、それと被るところもあると思うのですが、事実認定ではなくて、情状、特に、判断が難しいような事件の中での、そういう情状を決めるときの難しさといいますか、これについて、改めてお話を伺いできますでしょうか。

司会者：刑の重さを決めるのが難しいという御意見、先ほどもあったのですが、どういうところに難しさを感じているのかという質問でよろしいですか。

大分合同新聞：ええ。結局、情状の部分が最終的には量刑というようなことで反映されると思うんで。なので、切り離せないのですが。事件の背景や被告人が置かれた立場であったり、それをどのように評価するかというようなところの難しさ、そのあたり、伺えますでしょうか。

司会者：それでは、1番の方。

経験者1番：その被告人の人となりですとか家族関係、それから社会的背景といいますか、いわゆる介護の問題に入っていくわけですが。受入態勢の、この方は被害者の方の受入態勢が難しかったという事実。それから、被告人の、さっき言いました、人となりというのが、ものすごく生真面目そうな方であったという、この方がもう少し融通の利く大らかな方であったら、こんなことにはならなかったのではないのかなとか、そういったことも、つい思ってしまうわけですね。だか

ら、どうしても主観というか、私の感情が入ってしまって。年代的にも同じぐらい、その方の御家族も自分とダブるところがあるときに、全く客観的な感じでは、どうしても見れないんですね。いわば、明日は我が身ってような気持ちになってしまう。

それと、そういった感情と、いわゆる情状酌量、同情すべき点が量刑にどう反映するのか、反映していいものなのかという、そういう根本的なことすら分からないんですね。分からないので、どうしても感情が先走ってしまうという、そこに、やはりある程度の知識がなければ本当に難しいのではないかと想着、先ほどの意見を言わせていただきました。

大分合同新聞：ありがとうございます。

司会者：時間が少なくなっているんですが、他に御質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

NHK：お話ありがとうございます。過去の判例についてというところで、先ほど何人かから御意見があったと思うのですが。過去の判例を参考にし過ぎているのではないかというお話もあって。それは、そういったようにお感じになるのは、担当されている事件の判決が出てからなのか、あるいは評議を、量刑を評議していく中で、そのようにお感じになるのかというところをお伺いしたくて。その評議の中で、過去の判例、量刑について、ちょっと引きずられているんじゃないか、もし感じられたということだった場合は、その評議の中で、どういったやり取りをされていたときに、御自分の中でそのように感じられたのかということをお伺いしたいと思います。

司会者：どういったやり取りをしていた中でというのは、やり取りを具体的に言ってしまうと、評議の秘密に触れてしまうので。

NHK：具体的なやり取りではなく、もっと抽象的な部分で。

司会者：先ほど、5番の方が、それに関連する意見を述べておられて、何もない中で刑の重さを決めることは難しいが、過去の裁判を見ると、それに引きずられると

いうか、影響を受けるような趣旨の話をされていて、5番の方は、自分が裁判を裁判員として担当されているときも、そのような感覚を持ったし、その後、ニュースを見たりしても、そのようなことを思ったということなのか、どちらのときに思ったか、それはどうだったのでしょうか。

経験者5番：そこに至るまでが、かなり頭が混乱しています。自分自身が、じゃあ量刑を決めましょうといったときに、どうやって決めたらいいんだろうというところで、過去の判例を出されるんですね。そうすると、やっぱり、それに引きずられてしまうというのは、当然あります。じゃあ、自分の感情としては、もっと重い刑をとというような感じもあると思うのですが、それも過去の例を見ると、割と刑が軽いようなところがあるんで、そういう過去の量刑、処罰を見ると、どうしても軽くなってしまうというところはあると思いますね。だから、もうちょっと、もっと論議をして、そしてこういう事例もあるんだよという方が良かったのかなという気がしますけど、実際、何年に決めたらいいんだろうというのは、はっきり言って、よく分からない。自分らは全くの素人で、裁判官じゃないわけですからね、それで量刑を決めろと言われても、困ってしまうなというところはあると思います。

司会者：4番の方、いかがですか。

経験者4番：私は、判例に基づいて、たくさん今までの同じような類似した事件を幾つか見せていただいて、これはこの事件よりも、もっと重いよねとかを判断しながら、最終的に出していく、量刑を出していくというところには、ちょっと何か、自分としては安心したというか、何もない中で決めていくということではなくて、今までの判例、そして、その判例も似たような判例であっても、また中身が違うから、いろんな判例を全部見せていただいて、その中から自分なりに量刑を決めていくという経緯ではなかったかなと、私はそういうように受けとめて、そのことは納得していました。だから、決めるときには、何か最初から決める、何年とか決めるとか、情状酌量をどうするのかということを初めから決めるっていう知識はないし、そういう経験もなかったんで、それは、私は参考になりました。ただ、でも、その

事例、判例の中でも、同じような判例でも、中身が違うっていうことは、しっかりと受けとめながら判断したつもりではあります。

司会者：よろしいですか。

NHK：ありがとうございました。

司会者：他に御質問ございますでしょうか。もしないようでしたら、時間も来ておりますので、終了させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の意見交換会については、これで終了ということにさせていただきます。裁判員経験者の方、本日はいろいろ御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、今後の運用に参考にさせていただこうと思っております。

どうもお疲れさまでした。

以 上